

# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2022年3月10日時点

👉クリックするとHPに飛びます  
(一部準備中のものを除く)

👉クリックするとHPに飛びます  
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、  
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者に対して給付金を支給

**事業復活支援金の支給**  
※通常申請受付期間 令和4年1月31日～5月31日

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%未満減少した事業者  
売上高50%以上の減少：上限 法人**250万円**個人**50万円**  
売上高30%～50%未満の減少：上限 法人**150万円**個人**30万円**  
※法人の上限額は、売上高に応じて3段階

**事業復活支援金 相談窓口**  
【申請者専用】0120-789-140  
※IP電話から：03-6834-7593  
【登録確認機関専用】0120-886-140  
※IP電話から：03-4335-7475  
(受付時間:土日祝日を含む全日8:30～19:00)

休業要請等に応じ、飲食店を休業・営業時間短縮

**地方創生臨時交付金の協力要請推進枠**  
なお、協力要請開始枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自由度高く活用することが可能です

【中小企業】緊急事態措置区域 又はまん延防止等重点措置地域※  
(20時までの時短要請・酒類禁止の場合)  
売上高に応じて1日**3～10万円** 又は  
(21時までの時短要請)  
売上高に応じて1日**2.5～7.5万円**  
※非認証店には、20時までの時短要請のみ  
それ以外の地域  
(時短要請は、非認証店に対して20時までのみ)  
時短要請を行う場合には  
売上高に応じて1日**2.5～7.5万円**  
※都道府県知事の判断により、1日平均2万円とすることも可能。  
【大企業】  
時短要請を行う場合には  
売上高減少額に応じて1日最大**20万円**  
※中小企業も適用可能  
(注) 詳細はリンク先のHPをご確認ください。

**お近くの都道府県の窓口まで**

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けたイベント業界について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施

**イベントワクワク割**

➢感染症の感染状況を踏まえつつ、一定期間に限定して、官民一体型の需要喚起策を実施  
➢キャンペーン期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引等を行う(2割相当分)  
➢消費者が安心してイベントに参加できる環境を醸成するため、ワクチン接種者又は検査陰性者を支援対象とする  
対象イベント・エンターテインメント例  
テーマパーク、音楽ライブ、映画、演劇・伝統芸能、オンラインイベント、スポーツ観戦等、美術館・博物館等

**イベント主催者・参加者専用窓口**  
0570-005-272  
03-6704-4105 (IP電話)  
(受付時間：平日8:30～17:30、土日祝日10:00～19:00)

緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園

**J-LOD(3)補助金**  
※開催支援は令和4年3月末公募開始予定  
※キャンセル支援は令和4年6月中旬公募開始予定  
水際措置の強化に伴い発生したキャンセル費用等支援の詳細はこちら  
※J-LODlive2補助金による支援、公演のみ

《キャンセル費用支援》  
【キャンセル費用が2,500万円まで】  
上限**2,500万円**、補助率**10/10**  
【キャンセル費用が2,500万円以上】  
上限**5,000万円**、補助率：  
①2,500万円までの部分は**10/10**、  
②2,500万円を超えた部分は**1/2**  
《開催支援》  
①収益基盤強化枠：上限**5,000万円**、  
補助率**1/2, 1/3, 1/4**  
②ビジネスモデル革新枠：上限**1億円**、  
補助率**1/2**

経済産業省コンテンツ産業課  
TEL：03-3501-9537  
(受付時間：土日祝日を除く10:00～18:00)

【文化芸術・スポーツ】コロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図る/コロナ禍のスポーツイベント等の開催を支援

**コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業**  
ARTS for the future!2の詳細はこちら※  
※募集期間：令和4年3月28日～(予定)  
統括団体に係るアートキャラバンの推進はこちら※  
※公募詳細(大規模公演型) 令和4年4月15日、  
(地域巡回型) 令和4年3月15日  
**全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業**

<ARTS for the future! 2>  
不特定多数の者に公開する公演や展覧会等の活動を行い  
収入等を上げる積極的な活動経費を  
最大**2,500万円**補助等  
<統括団体によるアートキャラバン>  
全国規模で質の高い公演等の実施や配信、  
地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心に取り組む  
地域連携活動等について地域毎に最大**5,000万円**補助  
<全国規模のスポーツイベント等の開催等支援>  
試合開催時の感染症対策・広報、コロナ禍における  
体験機会の提供拡大等に必要な費用の一部を補助

<ARTS for the future! 2>  
ARTS for the future!2事務局  
電話(フリーダイヤル)0120-070-113  
(受付時間：年末年始を除く9:30～17:00)  
<統括団体によるアートキャラバン>  
統括団体によるアートキャラバン事務局  
E-mail: artcaravan@vipo.or.jp  
<全国規模のスポーツイベント等の開催等支援>  
スポーツ庁参事官  
(民間スポーツ担当)  
TEL: 03-6734-3943  
(受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)

文化施設の活動継続・発展とウィズコロナを見据えた活動再開・再生に向けた支援を実施

**文化施設の活動継続・発展等支援事業**

文化施設における  
感染防止対策のための費用や  
「新たな活動」に向けた配信等に  
必要な機材等の環境整備を支援  
(補助率：**1/2**)

文化庁企画調整課  
TEL：03-6734-3143  
(劇場・音楽堂等について)  
TEL：03-6734-4897  
(博物館について)  
(受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた商店街等について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施

**がんばろう！商店街事業**  
※事業の開始時期については、感染状況等を踏まえ調整中

イベント実施やWebサイト制作、商品開発等に係る費用について、1申請あたり以下の上限額まで支援  
①1者による単独申請  
1申請当たり**400万円**上限(200万円まで定額支援)  
②2者連携による申請  
1申請当たり**800万円**上限(300万円まで定額支援)  
③3者以上の連携による申請  
1申請当たり**1,600万円**上限(600万円まで定額支援)  
※定額を超えた額については、商店街等が**1/2**を自己負担  
※ワクチン・検査パッケージの導入に伴う費用を支援対象に追加

**がんばろう！商店街事務局**  
0120-339-510  
(受付時間：土日祝日を除く10:00～18:00)

飲食店の第三者認証制度等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、飲食事業の需要喚起策を実施

**Go Toイート事業**  
※感染状況を踏まえ、一部地域で一時的利用停止中

◆地域で登録されている飲食店で使えるプレミアム付食事券を、都道府県単位の事業者が域内で販売  
◆事業は、感染状況を踏まえて各都道府県毎に実施。事業実施期間は3ヶ月間  
※12月15日までとしていた事業期限は、令和3年度補正予算により延長  
◆プレミアム率は**25%**又は**20%**(都道府県により異なる)

**コールセンター 0570-029-200**  
(050-3734-1523)  
(受付時間：年末年始(12月29日から1月3日)を除く10:00～17:00)

居住地と同一県内の旅行・隣接都道府県からの旅行者による県内旅行を支援/感染防止対策等を実施する宿泊事業者を支援

**地域観光事業支援**  
※感染状況を踏まえ、一部地域で一時的利用停止中

居住地と同一県内の旅行・隣接都道府県からの旅行者による県内旅行※1について  
**1人当たり5千円**※2・商品代金の**50%**支援  
**前売り宿泊・旅行券**の発行  
※1 ワクチン・検査パッケージの活用等の要件あり  
※2 地域産業に裨益するクーポン等を実施すると**2千円**を追加支援  
宿泊事業者による感染防止対策等への支援※  
**1施設最大500万円**  
※サーモグラフィ等の購入、ワーケーションスペース設置等に活用可能

居住地と同一県内の旅行支援について  
【東日本担当】 【西日本担当】  
観光庁観光地域振興課 観光庁外客受入参事官室  
TEL: 03-5253-8328 TEL: 03-5253-8972  
(受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)  
宿泊事業者による感染防止対策等への支援について  
【東日本担当】 【西日本担当】  
観光庁観光産業課 観光庁外客受入参事官室  
TEL: 03-5253-8330 TEL: 03-5253-8972  
(受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)

ワクチン接種証明等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、新たな観光需要喚起策を実施

**Go Toトラベル事業**  
※専門家の意見を踏まえ、年末年始の感染状況等を改めて確認した上、国土交通大臣が閣僚大臣と協議し実施時期を決定

ワクチン・検査パッケージの活用等により安全・安心を確保した上で、旅行・宿泊商品の割引等を実施予定。  
<施策概要：再開時～GW前>  
旅行商品割引率：**30%**  
割引上限額：**10,000円**※1  
クーポン券：**3,000円**※2  
(※1) 交通・宿泊付商品の場合  
(※2) 平日の場合  
(注) GW後は都道府県による事業とし、地域の実情に応じて柔軟に割引率等を設定。

**Go Toトラベル事務局コールセンター**  
<一般利用者の方>  
TEL[1]: 0570-002442 TEL[2]: 03-6636-9457  
(受付時間：10:00～19:00 ※年中無休)  
<事業者の方>  
TEL[1]: 0570-017345 TEL[2]: 03-6747-3986  
(受付時間：10:00～19:00 ※年中無休)

地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化を図る

**地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化**

<地域計画の作成支援>  
中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン(地域計画)の作成に向け、専門家派遣等による伴走支援  
<地域計画に基づく事業支援>  
観光地の宿泊施設の大規模改修、景観改善等に資する廃屋撤去支援等に  
最大**1億円**補助

**観光庁観光産業課**  
TEL：03-5253-8330  
(受付時間：平日10:30～18:30)

売上減で資金繰りが厳しい

**実質無利子・無担保融資**  
日本公庫・商工中金の申請期限：  
令和4年6月末まで

**3年間実質無利子  
最長5年間元本据置**  
公庫(国民)最大**6千万円**  
公庫(中小)・商工中金 最大**3億円**

日本公庫 → 0120-154-505  
(受付時間：平日のみ9:00～17:00)  
商工中金 → 0120-542-711  
(受付時間：平日のみ9:00～17:00)

新分野展開や業態転換で事業を立て直したい

**事業再構築補助金**  
第5回公募期間：令和4年1月20日～3月24日  
※令和4年2月17日から申請受付を開始

**新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組み場合、上限1億円までを最大2/3(中堅は1/2)で補助**  
さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で令和3年1～9月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助率を**3/4**(中堅は**2/3**)に引上げ(上限1,500万円)

**事業再構築補助金事務局**  
<ナビダイヤル>0570-012-088  
<IP電話>03-4216-4080  
(受付時間：日曜祝日を除く9:00～18:00)

高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい

大規模感染リスクを低減するための**高機能換気設備等の導入支援事業**

中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に  
対して**2/3**補助※  
※施設のCO2排出量の削減が必要

**環境省**  
地球温暖化対策事業室  
0570-028-341  
(受付時間：土日祝日を除く10:00～18:00)

事業を守る

事業を守る

# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2022年3月10日時点

👉クリックするとHPに飛びます

👉クリックするとHPに飛びます

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※特別措置は、令和4年6月末まで(予定)	一定の要件を満たす場合 休業手当等の 最大 <b>10/10</b> を助成 (日額最大 <b>15,000円</b> )	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-603-999 (受付時間：毎日9:00～21:00)	オンライン申請の詳細はこちらをクリック
休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※令和4年6月末まで(予定)	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して日額最大 <b>11,000円</b> を支給 <b>大企業で働く一部の従業員も対象に</b>	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (受付時間：平日8:30～20:00、休日8:30～17:15)	
在籍出向で雇用を維持したい／在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は <b>9/10</b> 大企業は <b>3/4</b> 助成(日額最大 <b>12,000円</b> (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大 <b>15万円</b> 助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで コールセンター 0120-603-999 (受付時間：毎日9:00-21:00)	
感染症の影響を受けている離職者※を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金	3か月の試行雇用期間中一人当たり月額 <b>4万円</b> 助成(短時間労働は月額 <b>2.5万円</b> )	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで	
新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援	小学校休業等対応助成金・支援金 令和3年11～12月休職分：令和4年2月28日申請期限 令和4年1～3月休職分：令和4年5月31日申請期限 (注1)休職分申請期間を令和4年6月末まで延長予定 (注2)助成金と支援金でリンク先が異なります	一定の要件を満たす場合 休暇中の賃金相当額× <b>10/10</b> を助成※ (日額最大 <b>15,000円</b> ) 委託を受けて個人で仕事をする保護者の場合 1日当たり最大 <b>7,500円(定額)</b> を助成 ※休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの <b>直接申請</b> については <b>こちら</b>	コールセンター 0120-603-999 (受付時間：土日祝日含む9:00-21:00)	
給付金を受給しながら職業訓練を受講する	求職者支援制度 職業訓練受講給付金 特別措置は令和4年3月31日まで	雇用保険を受給できない方に <b>月10万円の給付金</b> と <b>無料の職業訓練</b> の支援	住所地を管轄するハローワークまで	
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・障害福祉分野に就職した場合、 <b>20万円の貸し付け</b> <b>2年間継続して</b> 従事した場合 <b>返済免除</b>	就職した又は就職を予定している事業所の所在の都道府県・都道府県社会福祉協議会まで	
安定した仕事をしたいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に月額 <b>10万円</b> 、最長 <b>4年</b> 最短 <b>6か月</b> のデジタル分野等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県・市区町村まで	

生活を守る

我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く	子育て世帯への臨時特別給付	児童を養育している者の年収が960万円以上注1の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち注2に一人当たり <b>10万円相当</b> の給付注3 (注1)扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安 (注2)平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童 (注3)支給基準日より後の離婚等により支給対象となっていない現養育者に対しても支援給付金を支給)	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 (受付時間：9:00～20:00土日祝を含む、12/29～1/3休)	
様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり <b>10万円</b> の現金を給付 <対象者> 1. 世帯全体の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く) 2. 上記1のほか新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の判断があると認められる世帯	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 (受付時間：9:00～20:00土日祝を含む、12/29～1/3休)	
新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための支援	学生等の学びを継続するための緊急給付金	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料等減免)の利用者又は一定の要件をもとに大学等が総合的に判断の上、推薦する者に対して、一律 <b>10万円</b> を給付 ※対象学生：国公私立大学(大学院を含む)・短大・高専・専修学校専門課程・法務省告示に指定される日本語教育機関(注)留学生を含む	各大学等の学生課等の窓口まで	
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:令和4年6月30日まで	令和4年1月以降新規申請の方は最大 <b>80万円</b> (二人以上世帯)最大 <b>65万円</b> (単身世帯) 令和4年12月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について返済開始時期を <b>令和5年1月</b> に延長※ ※令和4年4月以降の特例貸付申請分の返済開始時期は <b>令和6年1月</b>	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)	詳細はこちらをクリック
収入減で生活が苦しい ※緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請期間:令和4年6月30日まで	緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終えた/総合支援資金(再貸付)を借り終えた一定の世帯等に対して 単身世帯 <b>6万円</b> 、二人世帯 <b>8万円</b> 、三人以上世帯 <b>10万円</b> を <b>3ヶ月間</b> 支給 初回支給に加えて、 <b>3ヶ月間の再支給</b> も可能	コールセンター 0120-46-8030 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)	
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給の申請は令和4年6月30日まで)	原則3か月、最長9か月家賃相当額を支援 支給が終了した方へ <b>3か月間再支給</b>	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)	詳細はこちらをクリック
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限 <b>4万円</b> × <b>12か月</b> の住宅貸借資金の無利子貸付 1年就労継続なら <b>一括償還免除</b>	お住いの都道府県まで(指定都市にお住いの方は市役所まで)	
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする <b>給付型奨学金(返済不要)</b> と <b>授業料減免</b>	各大学等の窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00)	
望まない孤独や孤立などの悩みに寄り添います	孤独・孤立等に関する支援制度、相談窓口 ※窓口のリンク先は必ずご確認ください	国・地方公共団体の <b>支援制度</b> や <b>相談窓口</b> を御案内しています。 また、孤独・孤立で悩む方に向けて様々な活動を行う <b>NPO等</b> を支援します。 詳しくは右記リンク先を御確認ください。	<悩みを抱えている方へ> 国の支援制度や相談窓口はこちら 地方公共団体の相談窓口はこちら <NPO等の皆さま> 政府の緊急支援策のご案内はこちら	詳細はこちらをクリック